

表彰されることが適当でないと思われる者

山形県表彰規則（平成 24 年 11 月改正）及び山形県表彰事務取扱要領により、下記事項に該当する場合、表彰対象となりませんので御留意願います。

- (1) 罰金以上の刑に処せられた者（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 27 条若しくは第 34 条の 2 第 1 項又は恩赦法（昭和 22 年法律第 20 号）の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者及び同条第 2 項の規定により刑の免除の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。）
- (2) 破産の宣告又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 表彰されるべきもの又は表彰されるもの（「以下表彰されるべきもの等」という。）若しくはその関係する法人等が、犯罪容疑により警察官または検察官の取調べを受けた場合。ただし、当該容疑について不送致または不起訴の決定があった場合はこの限りではない。
- (4) 表彰されるべきもの等又はその関係する法人等が、刑事事件により起訴されている場合。（判決が確定するまでの間を含む。）
- (5) 表彰されるべきもの等又はその関係する法人等が、公正取引委員会による調査を受け、調査の結論が出されない場合。
- (6) 表彰されるべきもの等又はその関係する法人等が、公正取引委員会による審決又は課徴金の納付命令若しくは排除命令を受け、その確定した日から一定期間を経過しない場合。
- (7) 表彰されるべきもの等又はその関係する法人等が、重加算税の賦課を受け、又は許認可等の取消、登録の抹消若しくは業務の停止等の処分を受け、当該重加算税を完納した日又は資格を回復した日から一定期間を経過しない場合。
- (8) 表彰されるべきもの等又はその関係する法人等において、その業務に関して相当規模の人身事故等があり、その補償の完了後、事故の内容に応じて一定期間が経過しない場合。
- (9) 表彰されるべきもの等又はその関係する法人等において、暴力団員等との関係が疑われる場合。
- (10) 表彰されるべきもの等が法人又は団体（以下、団体等という。）であって、その代表者が上記（1）～（9）のいずれかに該当し、その内容に応じて一定期間が経過しない場合。
※ 「一定期間」については、別表の年数を基準とする。
- (11) その他、表彰することが県民感情にそぐわないと思慮される場合。

別表

	表彰することが適当でない認められる場合	基準年数
①	公正取引委員会による審決を受けた場合	審決が確定した日から、情状が重いものは3年、その他のものは1年
②	公正取引委員会による課徴金の納付命令を受けた場合	納付命令が確定した日から、情状が重いものは3年、その他のものは1年
③	公正取引委員会による排除命令を受けた場合	排除命令が確定した日から1年
④	公正取引委員会による審決、課徴金の納付命令、排除命令(以下、審決等という。)を受け、5年以内に同じ審決等を受けた場合	同じ審決等が確定した日から3年
⑤	2以上の独占禁止法又は景品表示法違反行為について審決等を受けた場合	審決等が確定した日から3年
⑥	不当表示に係る景品表示法違反行為について排除命令を受けた場合	排除命令が確定した日から3年
⑦	重加算税の賦課を受けた場合	重加算税を完納した日から1年
⑧	許認可等の取消し、登録の抹消、業務の停止等の行政処分を受けた場合	資格を回復した日から1年
⑨	関係する法人等について、その業務に関して相当規模の人身事故等があった場合	事故の規模、内容等に応じて個別判断
⑩	法人又は団体であって、その代表者が上記①～⑨のいずれかに該当する場合	上記①～⑨に準ずる